第二百一条第一項第一号中トをチとし、ロからヘまでをハからトまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金　第二百一条第二項第一号中リをヌとし、ロからチまでをハからリまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金　第二百一条第三項第一号中ホをヘとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金　第二百一条第四項第一号中ヌをルとし、ニからリまでをホからヌまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金　第二百一条第五項第二号ハ中「並びに一般会計所属港湾関係工事」を「、一般会計所属港湾関係工事」に関する事務費（国が北海道又は沖縄県で行う工事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）並びに東日本大震災復興特別会計所属港湾関係工事」に改める。

第二百四条第三項中「並びに一般会計所属港湾関係工事」を「、一般会計所属港湾関係工事に関する事務費並びに東日本大震災復興特別会計所属港湾関係工事」に改める。

第二百二十二条を第二百三十四条とし、第二章に次の一節を加える。

第十八節　東日本大震災復興特別会計

（目的）

第二百二十二条　東日本大震災復興特別会計は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的とする。

2　この節において「復興事業」とは、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策（第二百二十七条において「復興施策」という。）に係る事業をいう。

（管理）

第二百二十三条　東日本大震災復興特別会計は、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

2　東日本大震災復興特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、復興に関する事業を統括する復興庁の長である内閣総理大臣が同会計全体の計算整理に関するものを行い、その他のものについては所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

3　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により行うものとされる東日本大震災復興特別会計全体の計算整理に関する事務を復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第八条第一項の規定により置かれる復興大臣に行わせることができる。

（歳入及び歳出）

第二百二十四条　東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ　復興特別所得税及び復興特別法人税の収入

ロ　一般会計からの繰入金

ハ　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財源確保法」という。）第六十九条第四項の規定により発行する公債の発行収入金

ニ　一時借入金の借換えによる収入金

ホ　砂防法第十四条第二項、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項若しくは第二項、港湾法第五十二条第二項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第五条、森林法第四十六条第一項、道路法第五十条第二項、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十二条の三第一項若しくは第二項、海岸法第二十六条第一項若しくは第二項、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条第一項から第三項まで、河川法第六十条第一項、第六十六条若しくは第七十条の二第一項、独立行政法人水資源機構法第二十二条第三項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項若しくは第十一条第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項又は東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十六条第八項の規定による負担金で復興事業に係るもの

ヘ　附属雑収入

二　歳出

イ　復興事業に要する費用

ロ　各特別会計への繰入金

ハ　復興債（復興財源確保法第七十条に規定する復興債をいい、当該復興債に係る借換国債（第四十六条第一項又は第四十七条の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。第二百二十九条第二項において同じ。）を含む。ニ及び同項において同じ。）の償還金及び利子

ニ　復興債の発行及び償還に関する諸費

ホ　一時借入金の利子

ヘ　借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ト　事務取扱費

チ　附属諸費

（歳入歳出予定計算書等の添付書類の特例）

第二百二十五条　第三条第二項第二号から第五号までの規定にかかわらず、東日本大震災復興特別会計においては、これらの規定に掲げる書類を添付することを要しない。

（歳入歳出予算の区分の特例）

第二百二十六条　第四条の規定にかかわらず、東日本大震災復興特別会計の歳入歳出予算は、歳入にあってはその性質に従って款及び項に、歳出にあってはその支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、その目的に従ってこれを項に区分しなければならない。

（一般会計からの繰入れの特例）

第二百二十七条　第六条の規定にかかわらず、復興施策に要する費用（第二百二十九条第一項において「復興費用」という。）及び復興財源確保法第七十二条第一項に規定する償還費用に充てるために必要がある場合には、復興財源確保法第二条の規定により確保するものとされた財源の範囲内で、毎会計年度、予算で定める金額を限り、一般会計から東日本大震災復興特別会計に繰り入れることができる。

（復興債の発行）

第二百二十八条　復興財源確保法第六十九条第四項の規定により行う復興債の発行は、東日本大震災復興特別会計の負担において行うものとする。

（他の特別会計への繰入れ）

第二百二十九条　各特別会計における復興費用の支出に必要な金額は、毎会計年度、東日本大震災復興特別会計から各特別会計に繰り入れなければならない。

2　復興債の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、東日本大震災復興特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（剰余金の処理の特例）

第二百三十条　東日本大震災復興特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、第八条第二項の規定は、適用しない。

（東日本大震災復興特別会計からの繰入金の過不足の調整）

第二百三十一条　各特別会計において、毎会計年度東日本大震災復興特別会計から受け入れた金額が、当該年度における第二百二十九条第一項の規定による繰入金として同会計から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による繰入金として受け入れる金額がある場合にあっては当該受け入れる金額から減額しなお残余があるときは翌々年度までに同会計に返還し、当該受け入れる金額がない場合にあっては翌々年度までに同会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに同会計から補塡するものとする。

（歳入歳出決定計算書の添付書類の特例）

第二百三十二条　第九条第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、東日本大震災復興特別会計においては、これらの規定に掲げる書類を添付することを要しない。